

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>健康福利課</u></p> <p>2 略</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局、教育機関（学校を除く。）並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場の職員並びに県立学校の教職員（校長及び教員を除く。）（以下「事務局職員等」という。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) <u>事務局職員等、市町村立学校職員給与負担法</u>（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）並びに県立学校の教職員（校長及び教員に限る。第10条第5号において<u>同じ。</u>）の給与に関する事。</p> <p>(10)～(19) 略</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>福利課</u></p> <p>2 略</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事務局、教育機関（学校を除く。）並びに香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場の職員並びに県立学校の教職員（校長及び教員を除く。）（以下「事務局職員等」という。）の任免、<u>給与</u>、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) <u>市町村立学校職員給与負担法</u>（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）並びに県立学校の教職員（校長及び教員に限る。）の給与に関する事。</p> <p>(10)～(19) 略</p> <p>(義務教育課の分掌事務)</p> <p>第4条 義務教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の人事に関する事。</p> <p>(3)～(16) 略</p>

(高校教育課の分掌事務)

第5条 略

(保健体育課の分掌事務)

第7条 略

(1)～(5) 略

(6) 学校保健(教職員に係るものを除く。第8号及び第11条第5号において同じ。)及び学校安全に関すること。

(7) 学校給食及び食育に関すること。

(8) 体育、学校保健、学校安全、学校給食及び食育に関する団体との連絡に関すること。

(9)～(11) 略

(健康福利課の分掌事務)

第10条 健康福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 事務局職員等及び県立学校の教職員の健康管理に関すること。

(6) 略

(教育事務所の分掌事務)

第11条 略

(1) 略

(2) 県費負担教職員の任免、給与、分限、懲戒その他の人事についての連絡及び指導に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 体育、学校保健、学校安全、学校給食及び食育に関すること。

(6) 略

(高校教育課の分掌事務)

第5条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 県立学校の校長及び教員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。

(3)～(17) 略

(保健体育課の分掌事務)

第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 学校保健及び学校安全に関すること。

(7) 学校給食に関すること。

(8) 体育、学校保健、学校安全及び学校給食に関する団体との連絡に関すること。

(9)～(11) 略

(福利課の分掌事務)

第10条 福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の健康管理に関すること。

(6) 略

(教育事務所の分掌事務)

第11条 教育事務所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の人事についての連絡及び指導に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 体育、学校保健及び学校給食に関すること。

(6) 略

この規則は、平成21年4月1日から施行する。